

## 令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用について

### 1 経緯

令和2年3月から公共工事設計労務単価が、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で2.5%、被災三県では2.9%の上昇となり、国土交通省よりその早期適用が要請された。これにより、平成24年度労務単価と比較すると、全国平均で51.7%、被災三県の平均では、68.8%の上昇となった。

### 2 新労務単価の適用等について

国土交通省による要請を踏まえ、申請により協議が整った案件について、契約変更を適用する。

#### (1) インフレスライド条項の適用

##### 対象要件

- ア 令和2年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないもの。
- イ 令和2年3月1日が工期内にある工事で、かつ、基準日（スライド額算出の基準とする日をいう。）以降の工期までの工事期間の残工期が原則として2月以上あるもの。

#### (2) 新労務単価運用に係る特例措置

##### 対象要件

令和2年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。